

令和三年一月二十五日

聖籠町農業委員会第二十四期

第三十三回総会議事録



## 聖籠町農業委員会第24期第33回総会議事録

聖籠町農業委員会第24期第33回総会は、令和3年11月25日、聖籠町役場において招集された。

### 1 出席委員

- |                |                  |
|----------------|------------------|
| 1番 駒澤 一男（会長）   | 2番 新保 昇英（会長職務代理） |
| 3番 曾根 善治（農地部長） | 4番 宮下 吉勝（農政部長）   |
| 5番 新保 要一       | 6番 栗原 一成         |
| 7番 新保 勇        | 8番 八幡 裕          |
| 9番 神田 勝        | 10番 加藤 百合子       |

### 2 欠席委員

出席した職員は、次のとおりである。

局長 長谷川 一也 副参事 飯沼 正志 主任 二宮 広輝

### 3 総会の議事等日程は、次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画による（利用権設定）申出審査について
- 日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画による（利用権設定・農地中間管理権）申出審査について
- 日程第7 報告事項 農業委員会事務専決報告等について
  - 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出について
  - 報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認願（非農地証明）

報告第3号 農地利用配分計画(利用権移転・農地中間管理権)案  
について

「会長」 部会より引き続き総会を開催したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。ないようですので、聖籠町農業委員会第24期第33回総会を開会いたします。

(開会 午後2時00分)

「会長」 日程第1、会議録署名委員の指名について、会議規則第14条の規定により、2番委員、3番委員を指名いたします。なお、説明者には副参事、書記には主任を指名いたします。

「会長」 日程第2、会期の決定について、令和3年11月25日、本日1日限りとしたいと思いますのですが、ご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

「会長」 異議なしと認め本日1日限りと決定いたします。

「会長」 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願います。

「副参事」 はい。それでは1ページをご覧ください。

「議案朗読」

この案件は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上であります。

「会長」 この件につきましても、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

「農地部長」 議案第1号は先ほどの事前審査において、地区担当委員からの補足説明があり、全員異議なく許可相当でよろしいということでした。以上です。

「会長」 農地部長より補足説明がありました。この件につきましても、質疑、意見のある方の発言を求めます。  
(ありませんの声あり)

「会長」 それでは、議案第1号について許可してご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

「会 長」 日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願います。

「副 参 事」 はい。それでは2ページをご覧ください。

「議案朗読」

番号51は、農地法第4条第6項第1号ロ(2)に該当し、第2種農地市街地近郊農地と判断されます。以上であります。

「会 長」 この件につきましても、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

「農地部長」 議案第2号は先ほどの事前審査において、資材配置図を見るとプレハブが建つわけだが、この場合は、建築確認がいるのではないかと質問があり、事務局から行政書士から一時的なものとの確認が取れましたので、その場合は、いらないとのことでした。他は、地区担当委員の補足説明もあり、許可相当でよろしいということでした。以上です。

「会 長」 農地部長より補足説明がありました。この件につきまして、質疑、意見のある方の発言を求めます。

「5番委員」 さっきの関連だけれども、許可はそれでいいと思うのだけれども、一時的とは、今後のこともあるので一時的とはいつからいつなのか。

「副 参 事」 一時的ということで、行政書士さんは、もちろん建設関係全て確認をされておられるかと思しますので、その一時的となりますと、今度、開発という法令になりますので、その一時的の取扱いになりますと、今、私の方からは何とも言えないので、都市計画の方の一時的という扱いについては、確認を取ってですね、別途報告させていただきたいと思います。先ほど行政書士さんに確認した中ですと、そちらの方は、基礎を打たないということで一時的な仮置きだということで報告を受けております。

「会 長」 そのほかに、質疑、意見のある方の発言を求めます。  
(異議なしの声あり)

「会 長」 それでは、議案第2号について許可してご異義ありませんか。  
(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

「会 長」 日程第5、議案第3号 農用地利用集積計画による(利用権設定)申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

「副 参 事」 はい。それでは3ページをお願いします。

「議案朗読」

これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

「会 長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を宮下農政部長より補足説明願います。

「農政部長」 議案第3号について、譲渡人が今回多くの申請をしていますが、その中で、経営転換協力金を受けている人はいますかとの質問がありました。それについては、経営転換協力金は終了しており、地域集積協力金と一体になりそういう制度となったとのことでした。他は、全員異議なく承認相当でよろしいということでした。以上です。

「会 長」 農政部長より補足説明がありました。会議規則第11条議事参与に関する案件でありますので、農政部長、退席願います。  
(農政部長、退席)

「会 長」 番号294について、質疑、意見のある方の発言を求めます。  
(ありませんの声あり)

「会 長」 番号294について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

「会 長」 全員意義なしと認め、番号294について、承認することに決定いたします。

「会 長」 番号283から293について、審議いたします。質疑、意見のある方の発言を求めます。  
(ありませんの声あり)

「会 長」 番号283から293について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

「会 長」 全員意義なしと認め、番号283から293について、承認することに決定いたします。

「会 長」 日程第6、議案第4号 農用地利用集積計画による（利用権設定・農地中間管理権）申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

「副 参 事」 はい。それでは7ページをご覧ください。

「議案朗読」

いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上であります。

「会 長」 この件につきましても、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

「農政部長」 議案第4号について、先ほどの事前審査において、全員異議なく承認相当でよろしいということでした。以上です。

「会 長」 農政部長より補足説明がありました。質疑意見のある方の発言を求めます。

（ありませんの声あり）

「会 長」 議案第4号について、承認とすることに決定して、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

「会 長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

「会 長」 日程第7、報告事項があります。事務局説明願います。

「副 参 事」 報告事項につきましては、先に送らせていただきました報告事項報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出について、報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認願（非農地証明）、報告第3号 農地利用配分計画(利用権移転・農地中間管理権)案についてのとおり変更はありません。以上です。

「会 長」 以上をもちまして、本日の日程が終了しましたので総会を閉会します。

（閉会 午後2時23分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名、押印をする。

聖籠町農業委員会

議長

駒澤一男



聖籠町農業委員会

署名委員

新保昇英



署名委員

曾根善治

